東京都知事 (1)第32008号	ウェルスガーディアン株式会社	
石川県知事 (1)第00956号	能登半島地震復興支援ファンド投資事業有限責任組合	

日本貸金業協会に対し、商号、名称又は氏名の変更の報告があった業者

変更年月日	登録番号	変更後の商号、名称又は氏名（旧商号等）
令和６年10月24日	東京都知事 (2)第31778号	株式会社エレガントバンク（株式会社エポルバンク）

貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第四十一条の二十七第一項の規定により、株式会社シー・アイ・シーより届出があったので、同法第四十一条の二十七第二項の規定により公示する。

令和七年三月二十六日

金融庁長官　井藤　英樹

貸金業法第四十一条の十四第一項第二号に掲げる事項の変更

法第41条の14第１項第２号の規定に係る事項の変更

株式会社シー・アイ・シー西日本営業部所在地の変更

営業所名	変更前	変更後	変更日（曜日）
西日本営業部	大阪府大阪市北区梅田３丁目４番５号毎日インテリジオ５階	大阪府大阪市北区梅田３丁目４番５号毎日新聞ビル４階	令和７年２月25日（火）

以上

貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第四十一条の二十七第一項の規定により、株式会社日本信用情報機構より届出があったので、同法第四十一条の二十七第二項の規定により公示する。

令和七年三月二十六日

金融庁長官　井藤　英樹

貸金業法第四十一条の十四第一項第二号に掲げる事項の変更

法第41条の14第１項第２号の規定に係る事項の変更

株式会社日本信用情報機構本社所在地の変更

営業所名	変更前	変更後	変更日（曜日）
本社	東京都台東区北上野一丁目10番14号　住友不動産上野ビル５号館	東京都港区芝公園２丁目４番１号	令和７年２月10日（月）

以上

指定保安検査機関の指定に関する公示

高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第三十五条第１項第１号の規定に基づき、次のとおり指定保安検査機関を指定したので、高圧ガス保安法施行令（平成九年政令第二十号）第十九条第二項第三号の規定に基づき委任された同法第七十四条の二第１項第１号の規定に基づき、公示する。

令和七年三月二十六日

中部近畿産業保安監督部長　正影　夏紀

令和７年１月１日	関東財務局長(12)第00770号	ＳＢＩ新生アセットファイナンス株式会社（ダイヤモンドアセットファイナンス株式会社）

令和７年２月19日付で、日本貸金業協会からの脱退を理事会に報告した業者（廃業）

登録番号	商号、名称又は氏名
愛媛県知事(10)第01772号	有限会社アイリス
熊本県知事(14)第00037号	有限会社香川不動産部
東京都知事(2)第31832号	株式会社anew
東京都知事(1)第31877号	ＩＢＪファイナンシャルアドバイザリー株式会社

以上

一　名称　株式会社ユニ・ハンズアリング

二　住所　大阪府吹田市南金田二丁目二十八番二十六号

三　指定地域　福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県

四　指定の区分　液化石油ガス保安規則第七十八条第四項において準用する同令第七十七条第二項及び第四項から第七項までに規定する特定施設の保安検査　一般高圧ガス保安規則第八十条第四項において準用する同令第七十九条第二項及び第四項から第七項までに規定する特定施設の保安検査

五　指定年月日　令和七年三月十一日

関東地方整備局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第１項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和七年三月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年三月二十六日　関東地方整備局長　岩﨑　福久

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十七号

(三)　占用を制限する区域　区域備考

桶川市大字三田谷字稲荷二八三九番１五から同市大字三田谷字王子四三四六番まで

(四)　制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保するいとまができないと認められる場合は、この限りでない。

(五)　占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

(六)　占用の制限の開始の期日　令和七年三月二十七日

(七)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局大宮国道事務所

公　示

諸　事　項

所得税法第180条の規定に該当しなくなった外国法人

所得税法（昭和40年法律第33号）第180条第２項による届出があったので、同法第180条第５項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和７年３月26日

品川税務署長　坂本　達哉

届出した者　ウィルヘルムセン・ボート・サービシズ・ジャパン・プライベイト・リミテッド

事務所等の名称　ウィルヘルムセン・ボート・サービシズ・ジャパン・プライベイト・リミテッド

事務所等の所在地　東京都品川区北品川４丁目７番35号御殿山トラストタワー

責任者の氏名　金田　善則

証明書の有効期限　令和９年２月４日

所得税法第214条の規定に該当しなくなった非居住者

所得税法（昭和40年法律第33号）第214条第２項による届出があったので、同法第214条第５項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和７年３月26日

豊能税務署長　楠　知典

届出した者　松井　典子

事務所等の名称　松井　典子

事務所等の所在地　大阪府豊中市待兼山町15―16

責任者の氏名　松井　典子

証明書の有効期限　令和７年８月５日